

iから見える日本の刑事司法

国連の人権条約機関による総括所見

用語解説

人権条約は、その履行を確保するため、締約国に対し、条約の実施状況について定期的に報告書を提出し、条約機関による審査を受けることを義務づけています。委員会は、締約国から提出された報告書を検討した後、各国ごとに総括所見（Concluding Observations）を出し、条約実施状況について評価する点や懸念事項を指摘し、是正すべき点について勧告します。

1 自由権規約委員会

用語解説

▶ [市民的及び政治的権利に関する国際規約（「自由権規約」）](#)は、1966年に国連総会で採択されました。日本は1977年に批准し、1979年に効力が発生しました。

1993年11月4日付総括所見（第3回報告書審査）

第13項で、

公判前の勾留が捜査活動上必要とされる場合以外にも行われていること
勾留が警察の管理下に委ねられていること
取調べが弁護人の立会いなしに行われていること
取調べの時間を制限する規定がないこと
代用監獄が警察と別の官庁の管理下でないこと
弁護人が、警察の関係資料にアクセスする権利がないこと

について懸念が示されるとともに、第19項で、

公判前の手続および代用監獄制度が、自由権規約第9条、第10条および第14条の要件に適合するようにすること

弁護の準備のための便宜に関する全ての保障が遵守されなければならないこと

を勧告しています。

総括所見本文の抜粋

1998年11月19日付総括所見（第4回報告書審査）

委員会は、第3回報告書審査でも懸念を示した、

起訴前勾留が23日間もの長期間にわたり継続し得ること、その間警察の管理下におかれ、司法の迅速かつ効果的な司法審査が及ばないこと、起訴前保釈の権利がないこと

取調べの時刻と時間を規律する規定がないこと

勾留されている被疑者に国選弁護人の選任が保障されないこと

 [刑事訴訟法39条3項（e-Gov法令検索）](#)により、弁護人の接見にも制限があること

取調べが弁護人の立会いなしで行われること

代用監獄によって、被拘禁者の権利侵害を増加させるおそれがあること

について改めて懸念を表明し、速やかに改革するよう勧告しました。

加えて、新たに次の点も勧告しています。

人身保護法に基づく人身保護規則第4条が、人身保護命令書を取得するために、他のすべての救済措置を尽くしたことを要求していることが、デュープロセスに対する明白な違反であり、同規定を廃止して、人身保護請求による救済を完全に効果的なものとする（第24項）

多くの有罪判決が自白に基づくものであることに深い懸念を表明し、自白強要の可能性を排除するために、代用監獄における取調べを厳格に監視し、電磁的に記録すること（第25項）

検察官による証拠開示義務がなく、弁護側にも証拠開示を求める一般的な権利がないことに懸念を表明し、自由権規約第14条3項に従い、防御権を阻害せずに弁護側がすべての関係資料にアクセスできるよう法律と実務を確保すべきこと（第26項）

用語解説

☐ **人身保護法（e-Gov法令検索）** は、日本国憲法の精神に従い、不当に奪われている人身の自由を、司法判断によって迅速かつ容易に回復することを目的として、1948年（昭和23年）に制定された法律です。

この法律は英米法に由来します。17世紀のイギリスで、国王による専制政治の打破と宗教的自由を求めて清教徒革命が起こり、その結果、司法判断によって人身の自由を回復する手続を定めた Habeas Corpus Act 1679 が成立しました。アメリカ合衆国にも受け継がれ、戦後、議員立法により我が国でも制定されるに至りました。

総括所見本文の抜粋

2008年10月28日付総括所見（第5回報告書審査）

委員会は、これまでの報告書審査でも懸念を示した、代用監獄制度や、最長23日間の起訴前勾留、弁護士へのアクセスの制限、特に逮捕後最初の72時間に、自白を得る目的で、長時間に及び濫用的な方法で自白を得る目的で取調べが行われる危険があることを指摘し、これらの点について繰り返し懸念を表明しました。

また、自由権規約第14条が保障する被疑者の権利、具体的には、被疑者が取調べ中を含め弁護士と秘密に交通できる権利、逮捕された時から、犯罪嫌疑の性質に関わらず法律扶助を受けられる権利、自分の事件に関する警察記録の開示を受ける権利、医療措置を受ける権利を確保すべきであり、起訴前保釈制度を導入するよう求めました（以上、18項）。

また、前回の報告書審査でも懸念が示された自白に基づく高い有罪率について、死刑事件にも当てはまることから深刻な懸念があるとし、虚偽自白を防止して被疑者の権利を確保するために、取調べに対する厳格な時間制限とそれに従わない場合の制裁措置の法定、取調べの全過程の録音録画、弁護人の取調べへの立会いの保障を求めました。さらに、「刑事捜査における警察の役割は、真実を確定することではなく、裁判のために証拠を収集することであることを認識し、被疑者による黙秘は有罪の根拠とされないことを確保し、裁判所に対して、警察における取調べ中になされた自白よりも現代的な科学的な証拠に依拠することを奨励するべきである」としました（19項）。

総括所見本文の抜粋

2014年8月20日付総括所見（第6回報告書審査）

これまで繰り返し是正を勧告されてきた、代用監獄が変わらず用いられていることを遺憾であるとし、起訴前保釈の権利や国選弁護人の援助を受ける権利がないために、自白強要の危険が強まること、取調べの録音録画の範囲が限定的であることの問題を指摘した上で、次の事項を保障するよう求めました。

起訴前保釈をはじめ、起訴前の身体拘束に代わる措置を考慮すること

すべての被疑者が、身体拘束の瞬間から弁護人の援助を受ける権利を保障され、かつ弁護人が取調べに立ち会うこと

取調べの方法や時間制限、全過程の録音録画を定める立法

取調べ中の拷問や不当な取り扱いについて、迅速、普遍公平かつ効果的に調査する権限を有する、独立した不服審査制度の見直し

総括所見本文の抜粋

2022年11月30日付総括所見（第7回報告書審査）

委員会は、起訴前保釈制度がないこと、国選弁護人選任の権利が尊重されていないこと、勾留の延長や（事実上の）再延長の要求が高い確率で許可されることにより、国内法で想定された期間を超えて公判前勾留がなされていること、取調べの実施に関する厳しい規制がないこと、取調べのビデオ録画が義務付けられる範囲が限定的であること、被拘禁者に対する適切な医療サービスへのアクセスの欠如、弁護士へのアクセスや家族との連絡などの手続保障の否定、投票権の否定に懸念を表明しました（以上、26項）。

また、自由権規約9条および14条が保障する被疑者の権利を確保するとともに、被拘禁者の処遇を国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール）に完全に適合させるよう、必要な措置を採用するよう求めました。さらに、逮捕前も含めて取調べを全て録音録画すること、公判前勾留が過剰な長期勾留とならないよう所定期間を確保すること、起訴前勾留について保釈などの身体拘束の代替措置を確保すること、独居拘禁の合計期間を見直すこと、取調べの際の拷問や虐待の申立てについて独立の申立審査機関を利用できるようにすること、有罪判決を受けた受刑者の投票権の否定を見直すことを求めました（以上、27項）。

総括所見本文の抜粋

2 拷問禁止委員会

▶ **拷問等禁止条約**は、1984年に国連総会で採択され、日本は1997年に加入しました。

2007年8月7日付総括所見（第1回報告書審査）（外務省ウェブサイト）

委員会は、逮捕から起訴前までの間、長期（最長23日間）にわたる勾留が広く利用されていることを深く懸念し、勾留下の手続の保障が十分でないことも相まって、被勾留者の権利が侵害され、無罪の推定や黙秘権、防御権という原則が尊重されない可能性があるとして、起訴前保釈制度がないことや、弁護人の取調べの立会いがないこと、接見指定制度、警察の有する資料へのアクセス制限、証拠開示の範囲の制約をはじめとする問題に対し、深刻な懸念を表明し、これらの問題を是正するよう勧告しました（第15項）。

さらに、取調べや自白の問題として、

公判前勾留に対して司法審査が効果的に機能せず、無罪判決に比べて有罪判決の数が不均衡に高いことにかんがみ、自白に基づく有罪判決の数が多いこと
警察に身柄を拘束されている間に被拘禁者の取調べが適切に行われているか否かを確かめる手段がないこと
取調べの継続時間に厳格な時間制限が定められていないこと
すべての取調べに弁護人の立会いが義務付けられていないこと
国内法や条約に適合しない形でなされた取調べの結果として得られた自白も証拠として許容される可能性があり、拷問等禁止条約第15条に違反すること

に対して懸念を表明しました。

その上で、これらの問題点を改善するために、取調べの録音録画や、弁護人の取調べ立会い、証拠へのアクセスの保障、取調べの時間制限などをはじめ、拷問等禁止条約第15条に適合するよう、刑事訴訟法を改正すべきであるとししました。

総括所見本文の抜粋

2013年6月29日付総括所見（第2回報告書審査）

第10項で、逮捕から72時間は弁護士へのアクセスが制限されていることや、起訴前保釈なしでの最長23日間の起訴前勾留に対して、深刻な懸念を表明し、前回と同じ勧告を繰り返しました。

また、取調べと自白の問題について、日本国の司法制度が実務上、自白に依存しており、弁護人不在で自白が得られていることなどに対して深く懸念するとなりました。詳細は、本文を参照してください。

総括所見本文の抜粋